

障害者福祉施設設置等助成金

障害者を労働者として継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主の団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設（以下「福祉施設等」といいます。）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

| 対象となる障害者 | 助成率 | 限度額 |
|--|-----|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者 | 1/3 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき225万円 ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額(1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円) |

(注) 認定申請書の提出期限：福祉施設等の設置または整備に係る契約（発注）予定日の前日まで

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を労働者として多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると思われる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の整備を行い、モデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成するものです。

| 助成金名 | 対象となる障害者 | 助成率 | 限度額 | 支給期間 |
|---|--|-----|--|------|
| ○対象障害者のための事業施設等の設置または整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者 ・知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く） ・精神障害者 ※対象障害者を1年を超えて継続して10人以上雇用し、雇用労働者に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要 | 2/3 | 1 認定 5千万円 (同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度) | 5年間 |
| ※利息助成 ○上記の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため、銀行または信用金庫から資金を借入 | | | | |

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

助成金については機構ホームページでも情報提供しております（<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/>）。